

国民健康保険制度の改善強化を求める意見書

急激な少子高齢化の進展や格差社会の広がりによる低所得者層の増加、長引く経済不況、医療の高度化による保険給付費の増加等により、各市町村の国民健康保険制度の財政状況は非常に厳しい状況にあります。

国民健康保険は、「社会保障及び国民保健の向上に寄与すること」（国保法第1条）を目的とし、日本国憲法第25条に規定された国民の生存権を医療面で具体化した制度であり、国保を将来にわたり持続可能かつ法の目的を達成する制度とするためには、国が更なる財政基盤の充実・強化を図り、実効ある措置を講じることが必要です。

同制度では、保険給付費の2分の1を国及び県からの支出金で、残りの2分の1を保険料で賄うことが原則となっています。

国民の多くが最終的に、国保の枠の中で医療を受けることとなりますが、必然的に、他保険制度からの脱退者や定年退職者等の高齢者・年金生活者・無職者・失業者・非正規労働者などの低所得者の割合が高く、原則どおり医療費の2分の1を保険料で賄おうとすると、被保険者の保険料の負担が所得に対して過大となってしまいます。

このため当市においては、特に東日本大震災以降低所得者の増大に加え国保税の収納率の悪化により、一般会計にたよらざるを得ない状況となっております。これは国保加入者以外の方々からすれば二重課税に等しく理解されにくく、保険財政は恒常的に厳しい状況となっています。

市民の復興からの生活再建は、健康で未来へ創造的発展とふるさと再生が原点です。このためにも国庫負担率の引上げを行うなど、健全な国民健康保険制度の構築を図ることを強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成26年3月14日

宮城県東松島市議会
議長 滝 健 一

衆議院議長 伊吹 文明 様
参議院議長 山崎 正昭 様
内閣総理大臣 安倍 晋三 様
財務大臣 麻生 太郎 様
総務大臣 新藤 義孝 様
厚生労働大臣 田村 憲久 様
復興大臣福島原発事故再生総括担当 根本 匠 様